

大阪広域水道企業団監査規程の一部を改正する規程のあら
まし

- 1 藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴い、大阪広域水道企業団監査規程に基づく監査の実施について経過措置を定めます。
- 2 この規程は、令和3年4月1日から施行します。